

令和6年度

第2回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2024年9月19日（木）10時開会  
場 所：ホテルライフオーソ札幌 2階ライフオーソホールI

## 1. 開 会

○事務局（二渡子ども企画課長） 皆様、本日は大変お疲れさまでございます。皆様おそろいになりましたので、早速ではございますが、令和6年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております、札幌市子ども未来局子ども企画課長の二渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、皆様に3点ほどお知らせをさせていただきます。

まず1点目につきましては、当会議の公開についてでございます。この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づきまして、公開で実施することとしております。本日は、会場に傍聴席を設けてございます。

2点目は、委員の皆様の出席状況についてでございます。本日、ご欠席の連絡を、加藤弘通委員、菊地委員、北川委員、金委員、末岡委員、三好委員よりいただいております。したがって、現段階の参加委員数でございますが、29名中23名となっております。過半数を上回っております。会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3点目に、本日の資料でございます。あらかじめ皆様にはデータでお送りさせていただいておりますけれども、そちらの資料、本日、資料1から6まで机上に配付してございます。また、こちらに加えまして、委員の皆様から事前にご意見やご質問をいただいておりますので、回答を記入したものを資料として別途お配りしてございます。

資料1につきましては、分厚い資料のため、別につづっております、それ以外の資料2から6までをバインダークリップで留めてございます。また、事前質問に関しては、一番下にA3の資料で、1枚物でお配りしてございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。

なお、事前意見に係る資料につきましては、お時間の都合もございませぬので、この場では改めてご説明はいたしませんので、それぞれご確認いただければと思います。

また、本日オンライン参加の千葉委員におかれましては、ご質問、ご意見等ございましたら、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきまして、事務局が指名いたします。ミュートを外してご発言いただけるようお願いいたします。

それでは、ここで、子ども未来局長の佐藤より、皆様へご挨拶させていただきます。

○事務局（佐藤子ども未来局長） 皆さんおはようございます。札幌市子ども未来局長の佐藤でございます。

本日は、ご参加をいただきましてありがとうございます。それから、日頃、札幌市の子ども・子育て施策に多大なご尽力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

前回6月、会議を開きましたけれども、その会議では、現在の第4次の子ども未来プラン、こちらの進捗状況をご報告するとともに、来年度からの新たなプランの骨子案、こち

らをお示しし、皆様方から様々ご意見を頂戴したところです。私ども札幌市としては、いただいたご意見を踏まえて、今のプランで思うように達成できなかった課題にさらに追求していくとともに、例えばヤングケアラーなど、子ども・子育て世帯当事者を取り巻く新たな課題にも取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

そこで今回は、前回の骨子案から一つバージョンを上げて、素案として今日お示しを作成したところです。皆様方に、その中では、子どもの権利推進、それから子育て世帯当事者の立場に立った子育てしやすいまちづくり、こういったところを三つの基本的な方向性を定めて、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいきたい、そういう考えでいます。

今日は限られた時間ではありますけれども、皆様方からそれぞれの立場からの忌憚のないご意見を頂戴して、よりよい計画へと導いていただければというふうに思っていますので、本日どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、ここからの進行につきましては、藤原会長をお願いしたいと存じますので、藤原会長お願いいたします。

## 2. 議 事

○藤原会長 改めまして、皆さんおはようございます。本日はご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。少しでも有意義な議論ができますよう、どうぞご協力をお願いいたします。

本日の議事は、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの素案について」となっております。まずは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」の素案につきまして、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、資料の2「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」素案概要に沿って行いますが、一部資料1の素案についても触れさせていただきますので、あわせてご確認いただければと思います。

また、資料1及び資料2についてでございますが、委員の皆様事前に送付したものから、その後、庁内会議での意見ですとか、調査の集計を経まして、内容が一部変更になっている部分がございます。こちらにつきましては、これからの説明の中で触れさせていただきたいと思っておりますので、基本的にはお手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

それではまず、資料2、概要の1ページ、第1章「計画の策定」をご覧ください。このうち項目の二つ目、「計画における「子ども」の定義」についてでございます。

本市では、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定し、平成21年4月に施行してから、権利条例の理念が最も優先されるべきものとして、子ども施策を推進してまいりました。権利条例では、「子ども」を「18歳未満の者その他これと等

しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者」と定義してございます。

そのため、本計画におきましても、権利条例を優先し、その定義にのっとり、漢字の「子」を使用する「子ども」と表記することといたします。また、その定義は、権利条例と同様といたします。これについて、詳細につきましては、資料1の素案の方の3ページでも詳しく述べてございます。

続いて、資料2、概要の2ページ、第2章「札幌市の現状」をご覧ください。「前計画の実施状況」についてでございますが、これまでの子ども・子育て会議において、毎年報告しておりますとおり、計画全体の二つの成果指標については、いずれも当初値に比べ減少傾向にございます。そのため、子どもの権利を大切に思う人の割合を高めること、ワーク・ライフ・バランスの確保や父親の子育て参加の促進、若者への支援などについて、引き続き取組を進める必要があると考えてございます。

同じページ、右側、「札幌市の子ども・若者、及び子育て世帯の現状」についてでございますが、こちらは各種調査や統計より本市の現状を記載してございます。

これらの内容を踏まえ3ページをご覧ください。「前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性」として、方向性1から3についてお示ししてございます。まず、方向性1では、「子ども・若者の権利の推進に関する取組・体制づくり」、方向性2では、「配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できる社会の実現に向けた取組や体制づくり」、最後に、方向性3では、「子育て当事者が安心して子育てできるような取組や環境づくり」についてお示ししてございます。

続いて、概要4ページ、第3章「計画の推進体系」でございます。こちらには、6月の会議でもご説明させていただきました計画の基本理念、基本的な方針、基本目標等を挙げてございます。これらの計画体系の全体像については、資料1の方では39ページにまとめてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

なお、「基本理念」から「基本施策」については、一旦6月の会議でご説明させていただいておりますけれども、その後、委員意見やこども大綱を踏まえ、一部修正をしてございます。

まず、基本的な方針、方針1「子ども・若者と子育て当事者の視点」という表現でございます。こちらにつきましては、前回の会議におきまして、委員から「権利の主体としての位置づけが弱いのではないか」というご指摘をいただいたところでございます。

そのため、方針1の説明として、委員意見とこども大綱を踏まえ、「また、」以降の部分を修正いたしました。「子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます」としてございます。

次に、方針3「ライフステージに応じて切れ目なく支える」についてでございます。こちらにつきましては、骨子案の方では、「次代を担う子どもたち」という表現を用いてございましたけれども、「子どもは次代を担う存在であるとともに今を生活している存在であるのではないか」という委員からご指摘をいただきましたので、「次代」を強調することが

ないよう、「次代を担う」という表現を削除してございます。

次に、ページの右側、基本目標の1、基本施策についてでございます。前回の骨子案の中では基本施策を七つ立ててございましたけれども、施策にひもづく具体的な事業を改めて整理いたしまして、基本施策については六つを掲げてございます。

具体的には、前回「困難を抱える子ども若者への支援の推進」として立ててございました基本施策を整理いたしまして、この項目で想定していた事業「ヤングケアラー支援」に関しては、基本目標1の施策3、「不登校支援」については、基本目標2、施策2へ掲載することとしてございます。

続いて、5ページ、6ページ、次期プランの成果指標についてでございます。

今回のプランでは、「計画全体」の推進を管理する上で、一つの指標、さらに基本目標の基本施策ごとに指標を掲載したいと考えてございます。なお、本日お配りした資料では、本計画より新たに設定した指標については、「新」というオレンジのマークをつけてございます。

まず、計画全体の成果指標でございます。こちらにつきましては、「「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合」を掲げてございます。計画の最終年度である令和11年度の目標値を70%としてございます。

こちらの成果指標でございますけれども、こども大綱でも同様の目標を掲げておりまして、こども大綱の「こどもまんなか社会」の理念につきましては、本計画の基本理念で目指すところと一緒であることから、本計画においても同じ指標を設定したいと考えてございます。

また、その下になりますますが、計画全体の指標に合わせて、基本目標の基本施策ごとに一つの成果指標を設定しております。

このうち、「基本目標1」の基本施策2と3、また、「基本目標2」の基本施策3、こちらの3か所で設定しております「若者」の指標でございますけれども、前回、さきに皆様へデータでお送りした資料の中では、まだ調査の集計中でありましたので、目標値も集計後検討と記載させていただいておりましたけれども、その後、集計結果が出ましたので、本日皆様にお渡ししている資料には、現状値及び目標値を設定してございます。

また、以上の成果指標のほか、基本目標の達成に向けどのような資源投入・活動を行ったかを表す「活動指標」も設定いたしまして、こちらにも主なものを掲載いたします。こちらについては、資料1の素案44、45ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

次期プランでも引き続き、本会議でこれらの指標の達成状況を報告させていただき、進捗状況を確認いただくことで、適切に進行管理を行ってまいりたいと考えてございます。

続いて、資料の2にお戻りいただきまして、概要の7ページになります。第4章「具体的な施策の展開」をご覧ください。こちらには、7ページから9ページにかけて、三つの基本目標と、それに基づく基本施策を挙げてございます。さらに、基本施策の中で項

目を分け、各項目の推進に資する事業について、主なものを挙げております。

まず、7ページ、基本目標1「子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実」におきましては、「子どもの権利推進」という本プランの通底理念に関わるものを基本施策1に掲げ、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実に向け、全てのライフステージを通じて切れ目なく支援をしていく必要があると考える施策につきまして、基本施策2から6までに掲げてございます。なお、このうち、基本施策6「子どもの貧困の解消に向けた対策」につきましては、本プランより「札幌市子どもの貧困対策計画」を統合していることから、その詳細につきましては、後ほどの第5章で述べることとしてございます。

次に、8ページ、基本目標2「ライフステージの各段階における環境の充実」でございます。こちらは、それぞれライフステージに特有の課題があり、その課題を解消する取組が必要であることから、基本施策1から3で、子どもの誕生前から青年期までの取組を掲げてございます。

最後に、9ページ、基本目標3「子育て当事者への支援の充実」でございます。こちらは、子どもの健やかな成長のため、子育て当事者がゆとりを持って、子どもと向き合えるような子育て環境の充実に向け、基本施策1から4を掲げてございます。なお、基本施策4「ひとり親家庭への支援の充実」につきましては、本プランより「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合していることから、その詳細については、第6章で述べることとしてございます。

以上が、計画に盛り込む施策の概要でございます。

続きまして、同じ資料10ページ、第5章「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」をご覧ください。

このたびの子ども未来プランは、子どもの貧困対策計画を統合し、子ども施策全般において、貧困対策の視点をもって取り組んでまいります。

詳細を記したのがこちらの第5章となりますが、子どもの貧困対策計画については、昨年度1年間、児童福祉部会においてご議論いただき、この3月に第2次計画を策定したばかりでございますので、基本的にはその計画を生かし、時点修正などを加えていきたいと考えてございます。

また、子ども未来プランへの統合のタイミングで、計画の名称を「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」としたいと考えてございます。これは、根拠となる法律におきまして、「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」と改正されることに伴うものでございまして、ここでいう「こどもの貧困」には、「経済的な要因により、不利や制約が生じている状態」という意味が含まれてございます。

それでは、現状と課題でございます。

所得が低い世帯など困難を抱える世帯ほど孤立傾向にあること、子どもの教育や体験機会などに所得階層の間で差異が生じていること、所得が低い子育て世帯の暮らし向きは厳

しい状況にあることなどが確認されております。

それぞれ必要な支援に早期につなげる取組、状況に応じた学習サポートや経済面での支援、保護者の就労の安定や経済的な支援の充実などが課題になると考えております。

続いて、10ページ右側、基本目標でございます。

先ほど触れた法改正におきまして、法の目的に、子どもが貧困によって権利利益を害されないこと、また、社会から孤立することがないようにすることが追加されました。

これを踏まえまして、本市計画の基本目標につきましても「子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現」と改めたいと思います。

施策の展開に当たっての共通の視点、施策体系についてはご覧のとおりでございます。3月に策定したのから変更はございません。

次に、11ページ、具体的な施策の展開をご覧ください。

基本施策1は、周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進、基本施策2は、子どもの学びと育ちを支える取組の推進、基本施策3は、子育て家庭の生活を支える取組の推進、基本施策4は、特に配慮を要する子ども家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進でございます。

なお、それぞれの基本施策の成果指標につきましては、3月に策定した第2次貧困対策計画と同じ内容、同じ目標値としたい考えでございますが、基本施策の4、③困難を抱える若者への支援の指標については、これまでの「札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち就業・職業訓練など進路が決定した割合」としてございましたけれども、「若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援に繋がった割合」に変更したいと考えてございます。

第5章についての説明は以上になります。

続きまして、概要12ページ、第6章「第5次ひとり親家庭等自立促進計画」をご覧ください。

最初に計画の位置づけですが、「ひとり親家庭等自立促進計画」は、様々な困難を抱えているひとり親家庭等の方を対象に総合的な支援を行うため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や国の基本目標などに基づき策定してございます。こども大綱に「子育て当事者への支援の重要事項」としてひとり親家庭支援が含まれた形になったことを踏まえまして、本市のほかの子ども施策とより一体的に計画を推進していくため、今回計画を統合するというにいたしましたものでございます。

続いて現状と課題でございます。図表を四つ掲載してございますが、ひとり親家庭の世帯数は、母子・父子とも減少傾向にございますけれども、今後の生活に不安を感じている方の割合というのは全ての世帯で増加している傾向が見てとれます。

続いて13ページ目、計画の推進と施策の展開についてでございます。基本理念をこれ

までの計画と同様に「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」といたしまして、全体の成果指標を「今後の生活に不安のある方の割合」を80%まで減少させることとしてございます。

この基本理念の下に五つの基本目標と、それぞれに基本施策と成果指標を設定しております。

基本目標1「子育て・生活支援の充実」では、「困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合」及び「18歳～19歳世代の大学進学率」を成果指標として定め、相談・住まい・学習などに係る支援を推進するものとし、母子生活支援施設の機能強化や、子どもへの学習支援ボランティア事業などを実施してまいります。

次に、基本目標2「就業支援の充実」では、母子家庭において、近年、就業している方のうち正社員の割合は増加傾向となっておりますけれども、この割合を成果指標として定め、引き続きひとり親家庭支援センターでの就業支援、資格取得を支援する「自立支援給付金事業」などを実施してまいります。

次に、基本目標3「養育費の確保及び適切な親子交流の推進」では、養育費の取決めや、現在養育費を受け取っている人の割合を成果指標として定め、養育費に関する取決めに支援することに加え、養育費の不払いが生じている方への支援についても取り組んでいくこととしてございます。

次に、基本目標4「経済的支援の推進」では、家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合を成果指標とし、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費助成などで支援を実施してまいりたいと考えてございます。

最後に、基本目標5「利用者目線に立った広報の展開」では、支援制度の認知度を成果指標といたしまして、これまでもLINEを活用した広報を行ってきているところでございますが、引き続きSNS等を活用した広報などを行い、認知度の向上と制度の利用につなげてまいりたいと考えてございます。

なお、現在、こども家庭庁におきましても、次期「基本方針」に係る検討を進めていると伺っております。本市の作業と時期が並行して進むことから、その内容については適宜把握の上、対応してまいりたいと考えてございます。

第6章の説明は以上でございます。

以上が、今回のプランの素案概要の説明でございます。

続きまして、素案第7章に当たる内容についてでございます。こちらは、資料の3「(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プランにおける教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について」ご説明させていただきますので、資料の3をご覧ください。

まず、資料の3、1ページでございます。「市町村子ども・子育て支援事業計画」とは、子ども・子育て支援法に基づき、5年間の「教育・保育」、及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」、つまりニーズ量と、その量の見込みに対する、供給量確

施策を定めるものがございます。今回の次期プランでは、令和7年度から11年度までを定めることとしてございます。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。こちらには、量の見込みを定める事業の一覧を掲載してございます。一番上、「教育・保育施設」でございますが、こちらは、保育所や幼稚園、認定こども園等でございまして、その下に、「地域子ども・子育て支援事業」として、国が指定する事業を記載してございます。

次に、4ページ、「量の見込みの算出及び確保策の考え方について」でございます。一般的には、こちらの(1)に記載しておりますとおり、「各年度の推計児童数」をもとに、共働き家庭やひとり親家庭といった「潜在家庭類型」、昨年度行ったニーズ調査に基づく「利用意向率」を掛け合わせまして、「量の見込み」を算出しております。

次に、5ページをご覧ください。(2)に記載のとおり、国では、次年度以降の「量の見込み」の算出に当たり「新たな考え方」を示してございます。例えば、「教育・保育施設の量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について」ですが、3号認定のうち、1歳児と2歳児については、より正確なニーズ把握を可能とするため、1歳児と2歳児を分けて集計することとしてございます。

本市では、(3)に記載のとおり、基本的には、こうした国手引をもとに「量の見込み」を算出しておりますけれども、地域特性などにより、国手引どおりに算出するとニーズ量と実績値が乖離してしまう事業もございます。このような一部の事業につきましては、市独自の手法で「量の見込み」を算出しております。委員の皆様におかれましては、それらを踏まえてご確認いただければと思います。

また、供給量がニーズ量を上回る見込みの事業につきましても、利用者の希望に応じた事業を提供するための定員確保等でございまして、このことにより過剰な財政負担等生じるものではないことから、これまでの考え方にに基づき、引き続き供給量を確保してまいります。

また、児童福祉法改正により令和6年度から努力義務となった新事業のうち、本市未実施事業につきましては、具体的な事業計画、事業開始のめどが立った際に計画の見直しにより対応してまいりたいと考えてございます。

次に、6ページ以降でございますが、こちらに具体的に各事業の「量の見込み」「確保方策」について記載をしてございます。まず、6ページは、「教育・保育施設の量の見込み」についてでございます。

左上の「量の見込みの算出」については、国の手引により令和5年度の利用意向調査に基づき推計を行っており、右上の「供給量の確保の方策」については、既存施設の活用により確保するとともに、老朽化した施設の更新を順次行うことで、必要な受け皿の維持に努めてまいります。

続いて、それ以外の地域「子ども・子育て支援事業」についてです。

7ページ、「利用者支援に関する事業」をご覧ください。こちらは、個別の子育て家庭

のニーズを把握し、適切な施設・事業等の利用を支援し、あわせて関係機関等のネットワークを構築する事業になります。

こちらにつきましては、8ページをご覧ください。機能別に、こそだてインフォメーションと、区保育・子育て支援センター（ちあふる）の1区2か所、合計20か所の基本型、各区保育コーディネーター事業、こども家庭センターである保健センターを合わせ、1区4か所、合計40か所のニーズ量、供給量としてございます。

次に、9ページ、「時間外保育事業」についてでございます。こちらは、国の手引どおりにニーズ量を算出し、供給量については、時間外保育事業を実施している施設の定員数から算出しております。

次に、10ページ、「放課後児童健全育成事業」です。新一年生は国の手引どおりに、2年生から6年生については学年進行による通減率と登録数の増減率を掛け合わせて、学年ごとに「量の見込み」を算出しております。

供給量については、ミニ児童会館の拡張や学校と併設した児童会館の再整備を進めるとともに、過密化しているミニ児童会館において、放課後の空き教室等を利用できるよう各学校と調整を行い、「放課後等専用区画」とするなどの方法で過密化解消を図り、需要に応じてまいりたいと考えております。

次に、12ページ、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」でございます。こちらは、保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業でございます。今回、国手引により算出した量の見込みが実績と大きく乖離したため、直近の利用実績をもとに、養護相談件数の伸び率を加味して算出しております。

供給量については、直近の児童養護施設等の受入れ実績及び児童養護施設等から聴取した受入れ可能数に、令和5年度より一部の区で実施している里親ショートステイの受入れ実績を加味して算出しております。

次に、13ページ、「地域子育て支援拠点事業」、いわゆる子育てサロンについてでございます。こちらは、現行プランと同じ方法で算出したニーズ量が、令和5年度の実績値を大きく下回ったことから、直近の利用実績をベースに児童数減少率を加味して算出しております。

供給量については、令和6年4月1日現在の常設子育てサロンにおける利用可能人数に過去の開催実績を乗じて算出しております。

次に、14ページ、「一時預かり事業（幼稚園型）」、幼稚園や認定こども園での一時預かり事業」、15ページ、「幼稚園型を除く、一般型、未就園児を対象とした一時預かり事業」、そして、17ページの「就学後の子育て援助活動支援事業」でございます。今回、いずれも国手引により算出した量の見込みが実績値を大きく下回ったため、直近の利用実績をもとに算出しております。

供給量の考え方については、一時預かり事業は受入れ可能な定員数・児童数から算出しており、子育て援助活動支援事業については、過去の子育てサポートセンター、こども緊

急サポートネットワークの提供会員数の伸び率を踏まえ提供会員を推計するとともに、過去の未就学児・就学児の利用割合、提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算出しております。

次に、16ページ、「病児保育事業、子育て援助活動支援事業のうち、病児・病後児預かり」でございます。こちらは、国手引により算出した量の見込みが、令和5年度の利用実績との乖離が大きかったことから、ニーズ調査の結果において、「病児保育事業」「札幌市こども緊急サポートネットワーク」を利用した、または利用意向があると回答した方の割合に、ニーズ調査において両事業を利用した世帯が1年間で利用した日数の中間値を乗じまして算出しております。

また、供給量につきましては、札幌市病児・病後児保育事業においては、令和7年度から9年度にかけて年間1施設ずつ拡充し、令和10年度以降に供給量を増やす必要がある場合は、各施設の定員増等による対応を検討してまいります。

次に、18ページの「乳児全戸訪問事業」から、20ページの「妊婦に対する健康診査事業」、いわゆる母子保健の関係事業でございます。これらにつきましては、国手引で算出方法が示されておりませんので、実際の0歳児の人口や事業の実績件数、さらには妊婦の推計数といったものを、そのまま「量の見込み」としているものでございます。

いずれの事業も、ニーズに対応できる必要な体制を確保しているため、供給量は、ニーズ量と同数としております。

次に、21ページ、「子育て世帯訪問支援事業」でございます。本事業は令和6年度から新たに始まったものでございまして、次期プランから掲載するものになります。国手引に基づき算出し、こちらにもニーズに対応できる必要な体制を確保しているため、供給量はニーズ量と同数としてございます。

次に、22ページ、23ページでございますが、こちらは、本市において既に実施している事業ではございますが、国によるニーズ量算出の手引が9月をめどに算出される予定というふうに聞いてございますので、こちらにつきましては、次回会議において改めてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

需給計画に関する説明については以上でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、本日の会議でいただくご意見、また、庁内での検討などを踏まえまして、11月上旬の「子ども・子育て会議」におきまして、プラン案としてお示ししたいと考えてございます。そちらをご審議いただき、その後、年度内の策定を目指して、パブリックコメントなどの手続を取ってまいりたいと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○藤原会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答したいと思いますけれども、かなりボリュームがあることになっていきますので、まずは資料2で、章でいくと6章まで、そして資料1という12

2 ページまでの分が 6 章に該当しますので、そこまでのところで一旦区切って、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 お疲れさまです。斎藤です。

私の方から 2 点質問があるのですが、1 点目は、いじめ防止対策についてです。

先日 9 月 14 日に、旭川いじめ報告書というのが公表されまして、概要版は北海道新聞にも一面で公表されておりました。この中に、いじめ防止対策として幾つかの提言が盛り込まれていたと思います。これを受けて、北海道新聞の社説にも、いじめ防止対策としてこの提言を活用すべきであるという社説が載っていたと思います。札幌市として、この旭川いじめ報告書から何かを学び、この子ども未来計画の中に追加で盛り込むというご計画はありでしょうか。これが 1 点です。

2 点目は、社会的養護を必要とする若者支援なのですが、前回もご質問いたしました。今年度からこども家庭庁の方でスタートいたしました、社会的養護自立支援拠点事業というのがあると思います。今まで札幌市の方で社会的養護自立支援事業を行ってきたわけですが、拠点事業はまたちょっと内容が違うものと認識しておりますが、既に道の方では今年度からスタートしておりますが、この拠点事業というのは、この未来計画の中に具体的にやるというお考えなのでしょうか。それとも、これはまだペンディングというのか、この計画には盛り込まないということなのでしょうか。この 2 点、お聞きしたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

それではまず、いじめ対策がどこに反映されているかということに関して、ご回答よろしいでしょうか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） ご質問ありがとうございます。教育委員会児童生徒担当課長、末原と申します。いじめに関する部分について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、いじめ防止対策につきまして、この旭川の事案ですけれども、367 ページの報告書が上がってございました。私も即日、内容については詳細目を通させていただいたところでございます。

この重大事態の調査につきましては、二つ大きな目標がございます。一つは全容解明、二つ目は再発防止でございます。旭川で起きたことだからといって、他市のことというふうに考えずに、あの事案はやはり再発防止につなげていくというのは非常に重要なことだなど思っております。本市にあってもあのようなことがあってはならないことだというふうに私も認識しておりますし、教育委員会としてもあの事案を生かして、今後どのようなことができるかについては、十分施策等には生かしていきたいというふうに考えております。

今回のプランにつきましては、どの程度この子ども・子育て会議の意見として本プラン

に反映できるかにつきましては、子ども未来局と引き続き協議をしながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤原会長 ではまず、この質問に対して、斎藤委員何かありますか。

○斎藤委員 分かりましたとしかお答えしようないのですが、私の方から特に要望として、1点目は、人権教育ですね。教育現場で、授業の中で、いじめは深刻な人権侵害だよということを子どもに教えていく、あるいは教職員の研修会で教えていくということがとても大事なことだと思いますので、そういうものを具体的な計画の中に盛り込んでいただきたい。人権の教育ということですね。

もう一つは、性教育ですけども、報告書を読みますと、やはり性に対する子どもたちの誤った情報というのですかね、こういうものに触発されていじめをしていった経過が克明に報告されておりました。提言の中にも、従来の性教育ではなくて、いわゆる包括的性教育、性交も含めた正しい性教育をしっかりと行うということが、いじめを防止する一つの大きな方策であるということが提言されておりますので、その2点ですね、いじめは人権侵害であるということは何度も何度も教育の中で子どもたちに教えていくということと、包括的性教育、今、歯止め防止ということもありますが、それではやはり性交という根源的な子どもたちの関心事に目を向けなければ、そこに正しい科学的な教育をしていかなければ、性暴力含んだいじめというものはなくなっていくのだろうと思いますので、その2点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤原会長 ありがとうございます。ご要望、ご意見ということで承りたいと思ひますが、事務局の方でさらに何かコメントございますか。

ないようでしたら、質問の二つ目の方の若者支援の自立支援拠点事業がどうなっているかということについてお願ひします。

○事務局（笹谷地域連携課長） 児童相談所地域連携課の笹谷と申します。ありがとうございます。

今回の計画の中で、社会的養護の自立支援事業の方については、これまでと同様にプランの方に掲載しております。ただし、社会的養護自立支援拠点事業については、まだ庁内議論の段階でございますので、道の状況、それから先進他都市の状況等も把握しながら、今回のプランには記載の方はないですが、今後に向けては検討を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

斎藤委員よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかの質問を承ります。

永浦委員どうぞ。

○永浦委員 失礼いたします。ありがとうございました。

質問一つあるのですけれども、基本施策5の子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組、資料1の66ページのところに、子ども・若者の命を守る取組の二つ目として、小中学生等に対する自殺予防啓発事業というところがあって、内容としては、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行うということで、非常に必要なことだというふうに思っています。市内の学校で、こういった自殺予防に関する普及啓発活動というのが大体どれぐらいの割合で、今どれぐらいの学校で行われているのかということと、もう一つ、札幌市の学校では、こういうものが外部の団体に委託する形で行われているのかという、そこについて教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○藤原会長 では、ご質問ということで、関連した2点ですが、資料1の方の66ページにある子ども・若者の命を守る取組の中の事業ですね、それが具体的にはどのぐらい札幌の中で実施されているかということと、それは自前でやるというか、学内のスタッフでやるのではなくて、外郭団体とかに委託しているということなのかという二つの点についてお答えいただきたいと思います。

○事務局（二渡子ども企画課長） こちらについては、事務局の方からご説明をさせていただきます。

こちらの66ページ一番下にございます、小中学生に対する自殺予防啓発事業でございますけれども、こちら保健福祉局の障がい保健福祉部の方が所管をしてございますが、申し訳ありませんが、本日の会議に出席しておりませんので、こちらにつきましては、所管部局の方に内容を確認させていただいた上で、後ほど皆様に情報提供という形で回答させていただきますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

○藤原会長 ということで、後日、回答いただくということになろうかと思います。

○永浦委員 すみません。細かいところ、ありがとうございます。その質問の意図としましては、生徒指導提要が改訂されて、課題未然防止教育、プロアクティブな生徒指導として、それを学校は年間のカリキュラムの中に位置づけて、外部の専門スタッフと連携しながら、必ず進めてくださいということが書かれていると思います。なので、どれぐらいの割合がされているのかなということと、自殺だけではなく、先ほど斎藤委員がおっしゃったようにいじめの未然防止とか、学校での未然防止教育というのをしっかりどの学校でもできるようなサポートというのはすごく大事なところだと思うので、このあたりを強調していただけるとすごくいいのかなというふうに、私、心理の分野が専門なのですがけれども、すごく思っていますということ、そういう意図で質問させていただきました。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さんでご質問ありましたら、ご意見も含めて、お願いたします。

川内委員どうぞ。

○川内委員 川内です。よろしく申し上げます。

先ほど斎藤委員からもご指摘のあった旭川のいじめの件で、私も同じことを質問したいと思っておりました。保護者といたしましても、いじめ問題が起きて、悲しい事象が起きてしまったからの対応というのが通常のように素人的には感じております。あの事例から学ぶことは膨大なことがあると思いますが、起きてからではなく、防止という視点から、何とぞ札幌市でも子どもたちのために対策を考えていただきたいと思います。

あと、いじめや、中学生などよく聞く話なのですが、結構校内でのいじめ、犯罪にまで至るような、軽犯罪的な、大人の社会でいえば当たるような事象も起きています。最近、スクールロイヤーというような考え方も聞いたりいたしますが、そのような札幌市では何か学校で起きるようないじめ、犯罪というようなことに対してのスクールロイヤーというような取組というか、視点というか、そういうものは何か考えていることがあるかどうかというのをお聞かせください。

○藤原会長 ありがとうございます。前半はご意見ということで、いじめ未然防止に対する、もっと重点的な施策をとということと、後半は、現状としてスクールロイヤーのことが札幌市の教育の中で実際に行われているかどうかというようなことをお答えいただくことはできますか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 引き続き、教育委員会児童生徒担当課長、末原でございます。私の方から、今の件についてお答えさせていただきます。

一つ目は、未然防止ということで、先ほどの旭川の件ですけれども、引き続き私も提言を読ませていただきまして、教育委員会の中で検討して、本市に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的に、いじめ防止対策推進法の中では、警察との連携というのも書いてございますので、犯罪行為に及ぶ場合には、速やかに警察に連絡するというところで、警察との連携についてはちゅうちょすることなく、学校から生活安全課等に、少年課も含めまして、相談しながら対応を進めていっている、現在でもそういうように取組を進めているところでございます。こちらとしても警察との連携ということで、今年通知を出しておりまして、学校が速やかに、そういったものについては警察と連携しながら取り組むというふうに伝えております。

あわせて、スクールロイヤーについても、年々活用が進んでいるところですので、学校の方で法律的に困ったところの判断につきましては、速やかにスクールロイヤーをこちらから教育委員会が派遣するなど、法的な組織にのっとって対応できるように学校とともに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

川内委員よろしいですか。

それでは、馬場委員どうぞ、申し上げます。

○馬場委員 馬場でございます。今、川内委員がおっしゃられたことに関連するのですが、あと斎藤委員の質問とも関連します。

いじめに関してですけれども、当然、学校現場、子どもさん、それから教職員の皆さんに、いじめの法律をきちんと、趣旨を皆さんで実践していくということは大事なのですが、保護者の皆さんに対して、教育委員会の方でどのように、こんなふうに法律はなっていますよと、今ご心配の学校での何か暴力事件のようなものが起きたときには、こういう対応をするようになっていきますよとか、その辺の教育委員会と保護者との連携といいますかね、研修といいますか、その辺がどんなふうに今まで法律施行後になっているのか、その辺がもう一つ、今回のいろいろな事業を見て、必ずしも明確でなくて、そういうことがあってスクールロイヤーとかいうご質問もあると思います。その辺、これから市の教育委員会として、どんなふうなスタンスで保護者の皆さんにご説明をしていくのか。ものすごく端的に言いますと、モンスターペアレントという言葉は聞かれていますけれども、そういう方がおられると学校がすごく困ってしまう。そのときにスクールロイヤーというのが活用されている例もあります。その辺も含めて、教育委員会の方で、保護者さんに対して何か今まで具体的に研修をされているのか、あるいは、今後何かご予定があるのか、その辺はぜひお聞きしたいなと思いますし、今後の予定等があれば教えていただきたいなと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

ご質問ということで、ご回答よろしいですか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） ご質問ありがとうございます。引き続き、教育委員会児童生徒担当課長、末原でございます。

今のご質問に対しまして、当課の考えなのですけれども、まず、昨年度、本市で起きてしまいました重大事態を発表しましたけれども、悲しい事案がございましたので、大幅に本市の方針の方を改定したところでございます。札幌市いじめ防止等のための基本的な方針を改定いたしましたして、この改定に基づき、各学校は各学校のいじめ防止等のための方針を、各学校でそれぞれ地域の実情に合わせて立てたところでございます。これにつきましては、年度に間に合うように、春休み中の方針の改定をお願いしております、といいますのも、春休みの方針の改定を各学校で進めることで、4月当初に今年度はこのような取組をしますよということを保護者に伝えられるように、4月は保護者が集まる保護者会が多いものですから、教育委員会からも各学校の方針がどのように変わったのか、保護者に伝わるように、その際についてはいじめ防止推進法についても触れながら、各家庭にお知らせするようにということで、4月中にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

馬場委員よろしいでしょうか。

○馬場委員 今ご説明があったのは、札幌市の基本方針が改定されて、新旧対比表がつく

られて、保護者に対してこんなような方向で進めてくださいということで、学校に対してアプローチの方向づけをきちんと規定されております。ただ、問題は、基本方針でそのようなものをつくられても、学校で実際に実践されているのかどうか、ここがすごく今現在問題になっているところではないのかなというふうに思っております。ですから、そこは教育委員会さんと学校現場とのいろいろな関係性があるのだと思うのですけれども、そこはどのように、簡単に言うと検証されているのか、されていく予定なのか、その辺を詰めていかないと、言うは易し行は難しで、なかなか進んでいかないのでないかなというふうに、申し訳ないですけれども、今までの経験からそんなふうに思っております。という質問というか、意見ですけれども。

○藤原会長 ありがとうございます。

ご質問は、ご回答あったのですけれども、方針が学校に具体的に伝わったとして、それが保護者との間でちゃんと共有されているかどうかというようなことまで含めて、市が検証しているかどうか、あるいは実態把握しているかどうかということについて、何かデータがありましたらお願いしたいと思います。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 引き続き、教育委員会児童生徒担当課、末原でございます。続いてのご質問ありがとうございます。

まず、昨年度に起きました、公表しましたけれども、悲しい重大事態については、二度と起こしてはいけないということで、心から本当に教育委員会等は感じておりました、この危機感につきましては、小学校長会、今参加していただいていますけれども、中学校長会、各団体とも一緒に共有いたしまして、4月からできることは積極的に取り組んでいこうということで、各学校でも非常に取り組んでいるところを実感しているところでございます。

馬場委員から事前にご質問いただきました内容にも重なる部分があると思いますが、一部ここで回答させていただきたいと思っております。

計画が計画という張りぼてで終わらないように、教育委員会としても実際に学校がどの程度運用しているか、こちらとしても確認を随時してきたところでございます。

確認の方法は幾つかございます。まずは、年度初めに、いじめについてどのように年間で取り組むのですかということで、生徒指導の年間計画の方を学校から提出していただきまして、新しい取組ができていくかどうかの確認をしていたところでございます。

二つ目は、6月までに各学校に、教育委員会の指導主事が学校を訪問して、直接校長先生から、その新しいいじめの方針等の改定の内容について、十分趣旨を理解して推進しているかどうかということで、直接校長先生から聞き取りをしたところでございます。

3点目は、さらにその基本方針が札幌市のものと併せて学校のものが順調に進んでいるかどうかチェックリストを作成いたしまして、これも校長先生に確認を依頼しまして、確実に漏れがないように進めてきたところでございます。

実際にその後の状況はどうかということで、4点目、学校経営懇談というのがございま

すので、教育委員会が直接校長先生からまた確認をしたところでございます。

それから5点目としましては、実際に各学校から提出をいただいた新しい方針が、その方針とチェックリストもありましたけれども、教育委員会で定めたものと整合性がないか、法律に照らし合わせても適切な方針に変わっているかどうかということで、それぞれの書類を全校1校ずつチェックしている、これまだ終わっていないのですけれども、しているところでございます。あわせて、気になる点につきましては、都度、学校に対して指導、助言を行ってきているような、こういう状況でございます。

それから、実際にいじめの防止対策組織におきまして、適切な組織の運用になっているかどうか、構成員、それから校長が不在時の対応、それから開催時期、定期的に行われているかどうかにつきましても、適時報告を受けております。あわせて管理職向け研修など、いじめの防止対策組織の役割や取組については、適時研修等で説明をして、一般教諭、それから管理職にも広く広まるように努めているところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

もし差し支えなければ、せっかくここにお集まりの中学校長会の桑原先生、何か現場からということで、少しコメントいただいてもよろしいですか。

○桑原委員 中学校長会、桑原でございます。

これまでも、いじめの未然防止、それから対応につきましては、学校において十分に取り組んできたつもりではいたのですけれども、このたびの重大事態の報告書で不十分な点が多々指摘されておりますので、先ほど末原課長からございましたように、今年度初めから、学校における対応については、さらに一步踏み込んだ対応ということで取り組んでいるところでございます。

特に、市の基本方針の改定に伴って、各学校での基本方針も改定に取り組んでいて、中でも大きいものは、校内のいじめ対策委員会を月1回定例で開催しなければならないということで、今年度から早速取り組んでいるところで、これが月1回、これまでは何か心配な兆候ですとか情報があった際に招集していた会議なのですけれども、今年度からは月1回ということで、特に心配な事案が起きていない段階でも集まって、ふだんの取組で不足している部分ですとか、未然防止に向けた取組をこれからどうしていきましょうかですとか、もちろん心配な事案、兆候があったら、それを学校全体で組織として把握して、重篤な事態に至らないうちに、早期に対応できるようにということで、組織的な対応ができるようにということで取り組んでいるところです。

実感としては、そういった取組の強化によって、重篤な事態、深刻な状況になる前に、早めに子ども変化の兆候を捉えて、対応ができてきているなということを実感しているところでございます。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

追加で、馬場委員、何かございましたらどうぞ。

○馬場委員 桑原委員ありがとうございました。

前回のこの会議で、私の方で、学校の基本方針、いじめ対策組織がどうなっているのかということでご質問しました。それについて教育委員会の方から、市の基本方針が改定された。それについて、学校に周知徹底するというので、今、桑原委員の方からもお話ありましたように、周知徹底されつつあると思います。それで、小中学校、札幌市にはたくさんありますので、私、全部の学校の基本方針、いじめ対策組織の在り方を調査しているわけではないのですけれども、私が10前後見た中で、4月に市の基本方針が改定されてから、もう五、六か月たっていますけれども、全く変わっていないところが、10ぐらい探した中で二、三あります。それから、すごく改定されているところがあります。札幌市の基本方針、こんなふうに変っていると。それを踏まえて、当校の基本方針も変えます。いじめ対策組織についても、こんなふうにしますという非常に具体的に明確にされている学校もございます。これは、先ほどの教育委員会のご担当の方からのご説明ですと、順次点検なり報告を受けているということですが、変わっていないというところは今までと同じようになってしまうという可能性がかなり強いわけですね。ですから、そのところはもう少し馬力かけて、変えていくような方向にしていきたいなというふうに思います。

それと、先ほど桑原委員の方からお話のあった、毎月1回何もなくても開催していく。これはすごく大事なことでして、全国各地の学校のいじめ対策組織の運用、これを聞きますと、何もなくてもやると。あるいは夏、先生方で研修をして、ロールプレイもやって、それでいじめかどうか、あるいはいじめだったとすれば、どうやって運用していくのか、極めて具体的に運用していると。本当に何かあった場合にはそれに沿って対応していくという、一番問題担っている初期対応について、きちんと学校でマニュアルをつくっている、いじめの対策組織に沿った運用をしているということがありますので、ちょっと意見になりましたけれども、ぜひ、教育委員会に、その辺踏まえてやっていただきたいなというふうに思います。ちょっと長くなりまして、すみません。ありがとうございます。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

それでは、皆様の方からのご質問、ご意見、ありましたらお願いしたいと思います。どうぞ、お願いします。

○五十鈴委員 お世話になっております。五十鈴でございます。

教育委員会さん、学校、あと保護者ということのお話がありましたけれども、長期休みと、あと放課後ですね、学校と保護者さんがすぐつながれることはなく、子どもの学校では見せない顔というのは、地域ですとか公園ですとか、あと児童会館、学童さん、学校とは違う顔を見せるということを感じている地域の間も大勢いらっしゃいます。それで、教育委員会さんだけの話ではなくて、札幌市民全員が子どもを真ん中にするという意識をしっかり持つということで、どこが主になってこれを周知させるかというのは、ごめんな

さい、私、専門家ではないので分からないのですけれども、そういうことを札幌市民全体に知っていただく、意識していただくということがとても今は大事なのではないかなとずっと考えておりました。学校だけ頑張っても、教育委員会さんだけ頑張ってもいつも思っているのですけれども、もう少し市全体で考えていかなければいけないことで、いじめは本当に子どもの死につながることで、すごく待たなしで起きてしまうことなのではないかなと。早期に発見するというのも、私たち市民全員のこれは責任なのではないかなと思って考えております。これは意見なので、全然お返事要らないです。大丈夫です。生意気なようですけれども、そこもとても大事なことなのではないかと思うので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。ご意見として、せっかく「こどもまんなか社会」というふうにしたのであれば、学校だけとか、親だけとか、地域だけとかということではなくて、札幌市民、構成員みんながもっと子どもに対して関心を持つということをどこでアピールすればいいのかとか、どこでそういう理念があることを周知できているのかというふうな、ちょっと質問も含まれていたのかなというふうに理解いたしますので、お答えは結構ですということですので、これを共有させていただければありがたいと思います。

それでは、ちょっと時間も進んできましたので、資料3の方の、章でいうと7章以降も含めて、ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。もちろん前半の方の1章から6章まででも結構ですが、いかがでしょうか。

林委員お願いします。

○林委員 林です。私からは、この資料3の10ページの地域子ども・子育て支援事業関係の、放課後児童健全育成事業のところについて、限定的な分野ではありますが、疑問に思ったところで質問させていただきます。

量を算出するのは、量ということでは、多分、確保方策として面積を数えるというところをされているのだと思うのですけれども、専用区画のほかに放課後等専用区画についても供給量に含めているというふうなことが書かれています。この放課後等専用区画なのですけれども、臨時的に学校内で借りているというような部分をその面積に入れて、過密化解消に使っているということなのでも、ここの活用の状況、専用区画は常に100%使っているというふうな認識になっていていいのかなと思うのですけれども、放課後等専用区画については、どの程度実態として活用されている、本当に100%活用されていないければ、過密化解消になっていないのではないかなということを常日頃感じています。

それから、そもそものこのくくりのつくり方なのでも、次ページに実際に量の見込みと供給量についてが書かれています。この11ページ目の量の見込みについてと供給量については、放課後児童健全育成事業の中の児童会館児童クラブ及びミニ児童会館児童クラブのみについて書かれているのか、それとも、民間児童育成会及び届出のされた

民間放課後児童健全育成事業所も含まれているのかということ。

それから、そこから考えますと、10ページのそもそもの本市事業というところに、放課後児童クラブと民間児童育成会というふうに並べられていますけれども、この書き方自体が私としてはすごく不思議な感じがしまして、放課後児童クラブというのは、民間児童育成会も含んだ概念だと思っていて、並べているというのはどういうことなのかなということですね。本市事業には、先ほど申し上げましたように、児童会館児童クラブ、ミニ児童会館児童クラブと民間児童育成会と届出のある放課後児童健全育成事業所の4形態があるというふうに認識していたのですが、この書き方との整合性を伺いたいと思います。ちょっと長くなりましたが、すみません、以上です。

○藤原会長 では、3点にわたって質問があったと思いますので、1点目から、まずは放課後等専用区画というのが実際に使われていて、過密化対策に資しているのかというような質問が1点目で、2点目は、本市の事業のところの並べてポツで書いている、この書き方がどうなのかということ。もう一つ、民間、届出とか4形態全部併せた上でのこの表記でいいのかというようなことをご回答いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局（中家放課後児童担当課長） 子ども未来局放課後児童担当課長の中家でございます。

ただいま、林委員からご質問のございました放課後児童健全育成の関係でございます。まず、1点目でございますが、どの程度活用されているかという部分でございますが、こちらは、例えば、学校の中の使われていない部屋とか活用させてほしいということで、学校の方と調整をさせていただいて、可能な限り使わせていただくようにということなので、数量的にはっきりと何パーセントですということまでお示しできないのですが、可能な限りお使いいただけているというところで認識してございます。

続きまして、資料10ページの方で、放課後児童健全育成事業、本市事業という中で、放課後児童クラブ、ご指摘のとおり、民間児童育成会で行っている放課後児童健全育成事業というのも間違いなく放課後児童クラブなので、資料としては、表現としてこれが正しいのかどうかといったことがあるのですが、歴史的経緯をひもときますと、放課後児童健全育成事業として国で位置づける以前から、全国的に民間のそれぞれ保護者を中心とした自主運営に近い形で、民間学童というのが全国的に展開されてきていたという経緯がございますので、少し分かりやすく書くというような意味合いで、民間児童育成会を含んで資料を構成していますということを表示させていただいているところでございます。

したがいまして、今回の、当然のことながら、量の見込みにつきましても、需要、供給、全て民間児童育成会を加味した内容でございます。

以上で答えになっていますでしょうか。

○藤原会長 ありがとうございます。

林委員いかがですか。

○林委員 ありがとうございます。そうしますと、この本市事業と書かれた枠の中には、基本的にいうと本市の放課後児童クラブ全部が含まれ、なおかつ民間児童育成会は、民間ということで特記していただいたというような、古くからのものとして特記していただいたというようなお答えをいただいたのかなと思いますが、ありがとうございます。

このように同じ本市事業というふうに並べていただくと、同じ量の中の2形態というようなもので並べていただいているのはあるのですが、結局その民間児童育成会の方は、保護者の負担が経済的にも大変大きいというもので、同じ量の中で比べられても、民間児童育成会を選ぶに選べないということがあまりにこの何十年多いのですね。ですので、そこも含めた量の見込みの確保ということについては、このままでいいのかなというふうな思いがずっとあります。負担の格差の解消がなされない限り、同じ事業で同じ量の範疇に入れてもらっても、結局そこを選べないことで、民間の方では児童が集まらなくて、この事業自体が成り立たなくなってしまう危機に毎年保護者がさらされながら、子どもの居場所を確保できないの瀬戸際に立たされるのがすごく多くなっています。

昨年度、議論していただきまして、新規民間児童育成会の導入ということがありました。それはものすごく過密化している東雁来の校区の方で、一つ民間児童育成会を認めるという決定をしていただきまして参入がされたわけなのですが、1館に400人ぐらい来ている児童会館のその校区にやっと一つ新しくできたけれども、そこに人が移らないのです。私どもの部会の方では、そこに本当に移るのですかという質問はさせていただきましたが、そういったニーズが必ずあるはずなので、移るというふうに理事者の方には答弁いただきました。けれども、その新しく参入したところでは、児童募集にものすごく苦しんでおります。そういったことがありますので、同じに並べてニーズ確保というふうにされることにはちょっと違和感がございます。という意見を述べさせていただきます。

○藤原会長 ありがとうございます。

少なくともこの10ページのところの本市事業というところで、中黒点ということだとちょっと正確さに欠けるといふようなところが指摘されたかと思っておりますので、米印を入れるか何か表現として、誰が見ても分かるような表記になるというところはお要望としてあるのではないかとこのように理解いたしました。これに対して、さらに市の方で何かありますか。よろしいですか。

○事務局（中家放課後児童担当課長） 貴重なご意見いただきました。ありがとうございます。放課後児童担当課長の中家でございます。

表記方法をより分かりやすくということでは、いろいろと記載の方法があるとは思いますが、現状、札幌市全体で見たときの供給量、それから需要ということで表現するような形でそれぞれの市町村が計画を設定することになっております。ご指摘いただいたとおり、民間児童育成会、月の会費、いろいろと高い。一方で、有料であるがゆえにいろいろなよさがある、一定数の人数が通っているということで、現状の児童会館、ミニ児童会

館で行われている放課後児童クラブとともに、札幌市の放課後児童健全育成を支えているということで間違いはないということなので、どこかで数字はまとめて表現せざるを得ないということで、このような形で取らせていただいたところでございます。

○藤原会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、再び、ご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。後半の資料2の方でも結構です。

大場委員どうぞ。

○大場委員 大場でございます。

未来プランの素案の関係で、現状、現計画、前計画ということで総括的なものが出てくると思うのですが、その中で、もし触れることが可能であれば触れていただきたいというのが、人材の確保と、それから定着と育成の問題が非常に大きな課題だと思います。この未来プランが前倒しでもいろいろな形で推進していくときに、やはりそれを担うのはマンパワーということになります。私の法人でもそうですし、関わっている協議会でもそうですけれども、今、大きな計画を立てるときに短期、中期、長期も含めて、人材確保については必ず触れられているのですね。人材確保が難しいから事業をやらないということではなくて、そういう課題を踏まえながら、こういう計画を推進していくという札幌市としての姿勢を示すということにも私はなると思うので、現状の総括の中で、こういう問題がある、この子ども・子育てだけではなく、皆さんもご承知のとおり、福祉の分野では介護分野、障がいの分野でも人の確保が大変になっている。そういう中では、福祉の分野だけの取り合いだけではなく、全産業でそういうようなことが起きているということになると、子ども未来プランの中でも人材の確保、定着、育成というのは外せない。一つ一つの各論の中で、施策の中で人材確保のことが出てきていますけれども、今の計画の総括と次の計画を立てるに当たって、人材の確保について少しでも触れていただくとありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

これに対してございましたら、お願ひします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

人材確保と定着の問題ということを総括の方で触れてはいかがということでご意見をいただいたところでございます。私どもとしましても、今回の計画の中で基本的な方針の四つ目に掲げておりますけれども、地域資源の活用、それから社会全体で支えるということを今回の大きな柱の一つにしてございます。そういった意味で申し上げますと、やはり各分野での人材確保、定着というのは非常に重要な問題とも考えてございますので、どのような形で総括で触れさせていただくかは考えさせていただきたいと思っておりますけれども、いただいたご意見を踏まえまして、次期プランの方で反映させてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

川内委員どうぞ。

○川内委員 資料2の方に戻ってしまうのですが、子どもの権利条約などに触れられております。そして、資料1の48ページの方に、子どもの権利というものについて啓発など広報などされているということも確認できるのですけれども、子どもの権利というのを掲げて政策を立てていくといったときに、では、どこまで浸透していけるかというところが課題になると思うのですけれども、自分の子ども、周りの子どもを見ていて、子どもの権利というものを理解している子にはほとんど会ったことはありません。そして、学校などから配付されるアシストセンターのものであったりとか、親は目にすることはありますが、それをどこまで親が真剣に見ているかということをつかれないというのが実感です。

今、OECDの加盟国の中でも、日本の教育費というのがすごく平均以下だというふう聞いております。北欧など上位に占める国を含めて、コスタリカという国では、小学校1年生のときに、自分は愛されることと遊ぶことというのが子どもの権利だというふう教えられるそうです。それをみんな言えると。そういう国ってすてきだと思いませんか。子どもも大人もそれが分かっている、自分は愛されていない、だからこうしてくれないかというのを意見箱にすると、大人がそれを拾って、すぐに政策を立てて反映するという仕組みがあるそうです。こういった広報などもとても大事な一つの取組なのですけれども、子どもたちも私たち大人も子どもの権利というものをどこまで今言えるかといったら、クエスチョンかなと思います。そういうことが実生活というか、実感として、生活の中で子どもも簡単に、私たちは第31条などにあるように、休むこと、遊ぶこと、これが権利だと言えるような子たち、それがどういうことなのだろうというふうに大人も考えられるというような、もっと身近に感じる何か、私もちょっとすぐには思いつかないのですけれども、そういう実態に反映するような取組というのを考えていただければなというふうに思います。意見にはなります。

○藤原会長 ありがとうございます。

こっちのまとめている方の資料の第3章のところに、今回も「子ども・若者を権利の主体として認識し」という当事者の視点というふうなことが明記されているわけですが、これは果たして子ども自身がどこでどんなふうに学んだり、この権利は自分が獲得しているものだということ意識するような、そういう教育とかが徹底しているかどうかというところに対するちょっと疑問が多分お持ちなのかなというのが今のご意見からうかがえました。何か事務局の方でコメントがありましたら、ご意見ではあります、お願いします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ご質問ありがとうございます。子どもの権利推進課長の石堂でございます。

今、子どもの権利については、お子さんも、親御さんもどこまで理解できているかというところなのですけれども、現在、子どもに向けた子どもの権利の理解促進につきましては、主に3点行っておりまして、一つ目が、出前講座等で子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、学校等からの依頼で、児童とか生徒を対象に出前授業を行っているところです。そのほか、先ほどございました子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターの相談員が、子どもにとって親しみやすく、安心して相談できる機関であるということをもPRするために、市内の児童会館ですとか、そういったところに行って、ペーパースーツという紙の人形劇を使った子どもの出前講座を実施しているところです。

あと2点目が、子どもの権利条例のパンフレットなのですけれども、毎年、小学校4年生と中学校1年生に向けて、子どもの権利条例の内容ですとか、子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するものを配付しているのですけれども、こちらは授業でも使えるように、教育委員会と協議をしながら内容を考えているところです。また、高校1年生に対しても、条例の理念や概要を解説するチラシを配付しているところです。

あと3点目としましては、「子どもの権利せんりゅう・ポスター」展の作品を募集しております。こちらは毎年、「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、作品を制作することで理解を深めて、作品を通じた普及啓発を行うため、子どもたちから川柳・ポスター作品を募集しており、入選作品は「子どもの権利の日」である11月20日を含む期間に、子どもはもちろん、子どもと普段関わりのない大人の方も、不特定多数の方が往来するチカホ空間ですとか、あと札幌市役所の地下の掲示スペースですとか、そういったところに掲示をして啓発を図っているところです。ですが、今、委員がおっしゃいましたように、まだまだ不足している部分もございますので、今後も皆さんの意見を聞きながら、より一層の理解促進を図るような手法を取りながら、工夫をしながら、広く普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

川内委員よろしいですか。種々のいろいろな啓発がなされているということかというのが分かりました。

どうぞ、永浦委員。

○永浦委員 失礼いたします。今、川内委員がご指摘されたところは、すごく取組をするところで大事なところで、般化とって、啓発したり何かしたものがなかなか現実に浸透しないという難しさというのは、どの分野でもすごくあると思います。先ほどディスカッションの中で上がっていた、いじめの未然防止だったりとか、そういうための啓発とか予防というのは、知識レベルでの理解だと思いのです。ただ、いじめはいけないことだというのは、もうすべての子どもが頭では分かっているけれどもやってしまうとか、権利はあるのだというのは、頭ではそうなのだけれども実感が伴わないというところで、そういう予防とかそういうところというのは、体験とか、そういうスキルレベルの部分で、例えば

感情のコントロールだったりとか、大事にされる言葉を掛け合う体験とか、そういう体験を伴うような取組というのがすごく大事になってくるのかなというふうに思います。

学校がまたこれをやらなければいけないとなると、学校の先生方、すごく大変ではあるのですが、本来、日々の学級経営とか指導の中で、学校の先生方は子どもの気持ちを尊重したりとか、そういうスキルを教えたりというたくさん取り組まれている部分もあると思います。なので、新しいことをどんどん取り組んでやりましょうというふうにするとともに、今これができているという、いろいろな家庭とか学校でとか地域での事例をクローズアップして紹介するという、ちょっとボトムアップ的な部分も広げていくことで、すごく身近に自分たちもできるというふうに札幌の皆さんが思えるようになるのかなと思うので、そういった点も、この事業、取組の中で検討していただけるとすごくいいのかなというふうに感じた次第です。ちょっと意見になりますけれども、お願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

何かモデル的な取組があれば、ぜひそれを広げるというようなこともお考えいただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。大体予定の時間が過ぎたところでございますので、そろそろ質問、ご意見については締めさせていただきますと思います。本当に様々なご意見をいただいてありがとうございました。

本日のこれらの議論を踏まえて、また事務局では文言等検討いただき、次回11月の本会議で次期計画案についてご提案させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 報 告

○藤原会長 それでは、これ以降は、各部会の決議状況について報告というふうになります。

条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況についてご報告をさせていただきます。

令和6年6月27日の会議で報告した部会以降の開催について、お配りした資料4から資料6にかけてご説明をさせていただきます。

まず、資料の4、認可・確認部会の決議状況でございます。

令和6年度第1回の部会を令和6年8月19日から20日にかけて書面で開催し、認可外保育施設（企業主導型保育事業）に対する処分について説明し、ご意見をいただいております。

続いて、資料の5、児童福祉部会の決議状況でございます。

令和6年度第1回の部会を令和6年6月25日に書面で開催し、第2次札幌市子どもの

貧困対策計画の令和5年度実施状況、母子生活支援施設しらぎく荘の廃止、社会的養護経験者へのヒアリング結果、里親の認定、これらについて説明し、ご意見をいただいております。なお、里親の認定につきましては、個人情報を含むため、非公開とさせていただきます。

最後に、資料6、処遇部会の決議状況でございます。

令和6年度第1回の部会を令和6年6月25日に開催し、被措置児童等虐待に関すること、児童虐待（ネグレクト）の疑いがある世帯に対する臨検・捜索の実施、これらについてご報告し、ご意見をいただいております。

各部会の決議状況等につきましては、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告についてご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これまで全体を通して何かご質問等がありましたら、またご意見も含めてご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

馬場委員どうぞ。

○馬場委員 先ほどご報告のありました資料5の児童福祉部会の決議状況の中で、当然プライバシーの問題がありますから非公開で、里親の認定というところがあって、決議状況、承認5組というふうになっているのですけれども、これは、よく分かりませんが、里親の認定について何組かの申請があったうち、承認されたのが5組という意味なのか。それで、私、子どもの関係でいうと、里親さんというのはすごく大事な位置づけを持っておられると思うのですけれども、札幌市の方で、里親さんというのをどの程度認知されているのか、どの程度の方を里親として、いつでも子どもさんを引き取っていただけたらとか、そういう体制状況について教えていただければなと思います。

○藤原会長 よろしいでしょうか、回答の方。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の湯谷と申します。ご質問ありがとうございます。

里親についてのどれぐらい知られているのかということなのですが、ちょうど来月、里親月間があって、里親について市民の方々に周知するようなフォーラムを開催したり、来月ちょうど広報誌の方にも、里親ってこういう制度ですよというような周知も図っていったりする予定でございます。

現在、札幌市では、令和5年度末で452組の方に里親に登録いただいております。実際に児童相談所から委託している委託里親が、令和5年度末で149組ということで、登録里親のうち33%ほどの里親さんの方に委託させていただいているような状況になっております。これは全国的な数字で見ても、おおむね登録里親数のうちの3割ぐらいが委託されているというようなものになっております。

また、児童相談所からの委託だけではなく、ショートステイで受け入れていただい

る里親さんがいたり、登録はしたけれども、仕事の状況等で今ちょっと受けられないといった里親さんがいたり、様々な事情があって、登録されているけれども、7割、8割といった委託にはなっていないというのが全国的な状況でございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○藤原会長 馬場委員の方ではよろしいでしょうか。

○馬場委員 ごめんなさい。先ほど承認5組の意味は、承認されなかったのがあるという意味ですか。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 5組中、5組の承認でございます。

○馬場委員 全部ですか。

○事務局（湯谷家庭支援課長） はい。

○藤原会長 すみません、ありがとうございます。

それでは、ほかのご質問等ございますでしょうか。

なければ、本日の全ての議事はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局の方にマイクをお戻しいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（二渡子ども企画課長） 藤原会長、委員の皆様、ありがとうございました。長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。

また、本日の会議での議事等につきまして、改めてご意見、ご質問等ございましたら、後ほどメールで結構ですので、事務局へご連絡いただければと思います。

また、次回の会議でございますが、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの計画案についてご議論いただきたいと考えてございます。

日程につきましては、さきにご連絡させていただきましたが、令和6年11月18日10時から開催を予定してございます。会場等詳細が決まり次第、また別途事務局よりご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の子ども・子育て会議は、以上をもって終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。